

I 雇用動向調査の概要

1 調査の沿革

この調査は、昭和 39 年から雇用労働力の流動状況を明らかにするため、上半期（1 月～6 月）、下半期（7 月～12 月）に分けて年 2 回実施している。調査の沿革は、まず昭和 23 年には「雇用状態調査」が実施された。その後昭和 27 年には「労働異動調査」が、また昭和 31 年には「失業者帰趨調査」が実施され、ともに昭和 38 年まで継続して行われた。しかし、これらはいずれも産業、規模等の範囲に制約があり限られたものであった。そこで昭和 39 年にそれまで実施していた「労働異動調査」、「失業者帰趨調査」を発展的に拡大整備し、「雇用動向調査」として実施することになった。

また、我が国における労働力需要の実態を明らかにするために昭和 44 年から実施していた「求人等実態調査」を昭和 50 年から「雇用動向調査附帯調査」として「雇用動向調査」と併せて実施してきたが、平成 11 年から「雇用動向調査」に統合した。

2 調査の目的

主要産業における入職、離職と未充足求人の状況並びに入職者、離職者について個人別に属性、入職・離職に関する事情等を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的とする。

3 調査の内容

(1) 調査の範囲

ア 地域

日本国全域とする。

イ 産業

日本標準産業分類に基づく次に掲げる 16 大産業とする。

- | | |
|------------------|--|
| (ア) 鉱業，採石業，砂利採取業 | (イ) 建設業 |
| (ウ) 製造業 | (エ) 電気・ガス・熱供給・水道業 |
| (オ) 情報通信業 | (カ) 運輸業，郵便業 |
| (キ) 卸売業，小売業 | (ク) 金融業，保険業 |
| (ケ) 不動産業，物品賃貸業 | (コ) 学術研究，専門・技術サービス業 |
| (サ) 宿泊業，飲食サービス業 | (シ) 生活関連サービス業，娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。） |
| (ス) 教育，学習支援業 | (セ) 医療，福祉 |
| (ソ) 複合サービス事業 | (タ) サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。） |

ウ 事業所

上記「イ」に掲げる産業に属し、5 人以上の常用労働者を雇用する民営、公営及び国営の事業所のうちから、無作為抽出により抽出された 15,184 事業所を調査、有効回答（集計）事業所数は（上期）9,032 事業所、（下期）8,841 業所、平均有効回答率（58.9%）であった。

(注) 事業所の抽出方法については「IV 標本設計及び結果の推計並びに標準誤差」を参照のこと。

エ 入職者、離職者

令和2年中に、上記「ウ」に属する事業所に入職又は同事業所から離職した常用労働者のうちから、それぞれ無作為抽出した。集計入職者は52,481人、集計離職者は63,795人であった。

(注) 労働者の抽出方法については「IV標本設計及び結果の推計並びに標準誤差」を参照のこと。

(2) 調査事項

ア 事業所に関する事項

- (ア) 事業所の名称、所在地、主な生産品の名称又は事業の内容及び企業全体の常用労働者数
- (イ) 性、雇用形態及び就業形態別常用労働者並びに出向者の異動状況
- (ウ) 性、年齢階級及び就業形態別常用労働者数（上半期調査のみ）
- (エ) 職業及び就業形態別常用労働者数並びに未充足求人数（上半期調査のみ）

イ 入職者に関する事項

- (ア) 属性に関する事項
性、年齢、最終学歴及び卒業した年
- (イ) 入職に関する事項
求職活動でのインターネットの利用の有無、入職経路、就業形態、職業、前職の有無、入職前の勤め先の所在地又は入職前の居住地及び現在勤めの有無
- (ウ) 前職に関する事項
産業、職業、従業上の地位、離職期間、企業規模、前の勤め先を辞めた理由、現在の勤め先を選んだ理由及び転職による賃金変動状況

ウ 離職者に関する事項

- (ア) 属性に関する事項
性、年齢階級、最終学歴及び卒業した年
- (イ) 離職直前の雇用状況に関する事項
就業形態、職業、勤続期間及び離職理由

(3) 調査の対象期間

上半期調査 令和2年1月から同年6月までについて行った。

下半期調査 令和2年7月から同年12月までについて行った。

ただし、上半期調査のうち事業所票「6 性、年齢階級別常用労働者数」及び「7 職業別常用労働者数及び未充足求人数」は令和2年6月末日について行った。

(4) 調査の実施期間

上半期調査 事業所調査は6月18日から7月10日までの間に、入職者調査及び離職者調査は7月9日から8月26日までの間に実施した。

下半期調査 事業所調査は12月11日から令和3年1月14日までの間に、入職者調査及び離職者調査は令和3年1月8日から2月26日までの間に実施した。

(5) 調査系統

ア	事業所調査	厚生労働省	——	民間事業者	——	報告者
イ	入職者調査	厚生労働省	——	民間事業者	——	事業所調査客体事業所 —— 報告者
ウ	離職者調査	厚生労働省	——	民間事業者	——	報告者

(6) 調査の方法

ア 調査票

事業所票（様式1号、様式2号）、入職者票（様式3号）、離職者票（様式4号）によって行った。

イ 調査票の作成

(ア) 事業所調査（事業所票）

厚生労働省が委託した民間事業者が調査客体事業所に対して、郵送により事業所票を配布した。調査客体事業所が記入後、郵送またはオンラインにより委託した民間事業者に返送した。

(イ) 入職者調査（入職者票）

厚生労働省が委託した民間事業者が回収事業所票から調査客体入職者数を算出し、調査客体事業所に対して、郵送により調査客体入職者への入職者票の配布を依頼した。調査客体入職者が記入後、厚生労働省に返送した。

(ウ) 離職者調査（離職者票）

厚生労働省が委託した民間事業者が回収事業所票から調査客体離職者数を算出し、調査客体事業所に対して、郵送により離職者票を配布した。調査客体事業所が記入後、厚生労働省に返送した。

(7) 集 計

独立行政法人統計センターにおいて集計した。

4 集計事項一覧表

調 査 票	報告書 統計表番 号	原表番号		集 計 客 体									事 業 所				
		年	上 半 期	常用 労働 者	出 向 者	切替・転入・転出	入 職 者	入 職 率	在 籍 者		離 職 者	離 職 率	地 域	産 業	企 業 規 模	性	年 齢
									前 職 有	前 職 雇 用 者							
事業 所 票	1	1	1	首										○	5	2	
		2				○								○	5	2	
	2	3	3	末 ^上										○	△ ₅	2	11
	3	4 - 1	4 - 1	首									47	大	GT・ E	2	
		4 - 2	4 - 2	首									47	大	GT・ E	2	
		4 - 3	4 - 3	首									13	大	GT・ E	2	
		5 - 1	5 - 1		末		出				出			○	5		
		5 - 2			首		出				出			○	5		
			57 - 1								退			○	5		
	16	57									退			○	5		
入 職 者 票		6 - 1	6 - 1				○							○	5	2	11
	6	7	7				○							○	GT・ E	2	
		8					○							大	5	2	11
	4	9 - 1	9 - 1				○							△ _大	5	2	11
	5	9 - 3	9 - 3				○							○		2	
		10 - 1							○					大	GT・ E	2	11
		11 - 1	11 - 1							○				大	GT・ E	2	11
		11 - 2			入					○				大	GT・ E	2	11
		11 - 3								○					○	2	11
	9	12								○				大	GT・ E	2	△ ₁₁
	8	13 - 1	13 - 1							○				○	GT・ E	2	11
		13 - 2								○						2	11
		14								○				大	GT・ E	2	
		15					在							大	GT・ E	2	11
		16					○							○	GT・ E	2	

[illegible]

調 査 票	報告書 統計表番 号	原表番号		集 計 客 体									事 業 所				
				常用 労 働 者	出 向 者	切替・転入・転出	入 職 者	入 職 率	在 籍 者		離		地 域	産 業	企 業 規 模		
	前 職 有	前 職 雇 用 者	職 者						離 職 率								
入 職 者 票		17	17				○							GT		2	11
		18 - 1					○							GT		2	11
		18 - 2					○						47				
		19 - 1	19 - 1							○				GT	生産	2	11
		19 - 2								○						2	
		20			入					○				GT		2	11
		21								○				大	GT・E	2	
		22	22							○				大	GT・E	2	11
		23 - 1					○							大	GT・E	2	11
		23 - 2					○						47				
	7	24 - 1					○	△					47	大	GT・E	2	
		24 - 2					○	○					13	大	GT・E	2	
		25					在		○				13	3		2	
		26	26				○						47	GT		2	
	10	27					○						47	GT		2	11
		28	28				○						13	GT		2	11
		29	29				○						47	GT		2	
		30 - 1					○						13	GT		2	
		30 - 2					○						10			2	

[illegible]

調 査 票	報告書 統計表番 号	原表番号		集 計 客 体									事 業 所			性 年 性 齢		
				常用 労働 者	出 向 者	切替・転入・転出	入 職 者	入 職 率	在 籍 者		離		地 域	産 業	企 業 規 模			
		前 職 有	前 職 雇 用 者						職	離 職								
離 職 者 票	12	31	31								○			○	5	2	11	
	11	32	32								○			○	G T・ E	2		
		33	33								○			○	G T・ E	2		
	13	34 - 1	34 - 1								○			○	G T・ E	2	△ 11	
	14	34 - 3	34 - 3								○			G T	5	2	11	
		35										○			G T		2	
		36	36									○			G T		2	11
		37										○			G T		2	11
		38 - 1										○	○	47	大	G T・ E	2	
		38 - 2										○	○	13	大	G T・ E	2	
		39	39									○		47	G T		2	
	15	40										○		47	G T		2	11

(注) 数字は集計区分数、字句は集計対象を示す。
 なお、△は報告書に収録されていない集計区分である。

- 〔集計客体〕

首＝期首（1月1日現在）
末^上＝期末（6月末日現在）
在＝調査時在籍者のみ
入＝入職経路が出向及び出向先からの復帰者のみ
出＝出向、出向先からの復帰
退＝退職者（出向者）
末＝期末（12月末日現在）
- 〔事業所〕

13＝13ブロック別
（Ⅲ主要な用語の説明（22）参照）
47＝47都道府県別
大＝産業大分類
GT・E＝産業計、製造業のみ
GT＝産業計のみ
生産＝生産工程従事者のみ
- 〔属性等〕

文理＝大学の文科系及び理科系別
一般＝就業形態計及び一般労働者のみ
大＝職業大分類
〔入職時の状況〕
出＝出向、出向先からの復帰
〔前職の状況〕
大＝産業大分類又は職業大分類
13＝13ブロック別
（Ⅲ主要な用語の説明（22）参照）
3＝第1次、第2次、第3次産業別
（Ⅲ主要な用語の説明（23）参照）
生産＝生産工程従事者のみ
GT・E＝産業計、製造業のみ
地＝入職前の地域（都道府県内外の労働移動）
一般＝就業形態計及び一般労働者のみ

属 性 等					入職時の状況			前 職 の 状 況							離職状況		
最 終 学 歴	職 歴	雇 用 形 態	就 業 形 態	職 業	イン ター ネ ッ ト	入 職 経 路	賃 金 変 動	地 域	産 業	企 業 規 模	職 業	従業上の地位		離 職 期 間	転 職 理 由	勤 続 期 間	離 職 理 由
												雇 用 形 態	就 業 形 態				
		2	2														
5	2	△ 2	2														
		2	2													6	
		△ 2	2														13
		△ 2	△ 2														13
5	2			大													
	2	2	2	大													13
		2	2	大												6	
5	2																
		△ 2	2														

未充足求人に関する事項

調 査 票 事 業 所 票	報 告 書 統 計 表 番 号	原表番号		集計客体		事業所			属 性 等		
		年	上 半 期	常用 労働 者数	未 充 足 求 人	地 域	産 業	企 業 規 模	就 業 形 態	職 業	欠 員 率
	17		41-1	末 ^上			○	5	△ パート *	大	
	18		41-2		○		○		△ パート *	大	
	19		41-3				○		△ パート *	大	○
			42-1	末 ^上		13	大	GT, E, I, P	パート	大	
			42-2		○	13	大	GT, E, I, P	パート	大	
			42-3			13	大	GT, E, I, P	パート	大	○

(注) [集計客体]
末^上 = 期末（6 月末日現在）
[事業所]
大 = 産業大分類
13 = 13ブロック別（Ⅲ主要な用語の説明（22）参照）
GT, E, I, P = 産業計、製造業、卸売業、小売業及び医療、福祉のみ
[属性等]
パート = 就業形態計及びパートタイム労働者のみ
* パートタイム労働者の数は、報告書には職業計のみ掲載している。
大 = 職業大分類

Ⅱ 調査結果利用上の注意

- (1) この報告書は、上半期調査と下半期調査の結果を合算し、年間の結果としてとりまとめたものである。
- (2) この調査は、上半期（令和 2 年 1 月 1 日～6 月末日）及び下半期（令和 2 年 7 月 1 日～12 月末日）とも、調査対象事業所を期首（上半期 1 月 1 日、下半期 7 月 1 日）現在で固定し、その後 6 か月間における常用労働者の移動の状況を調査しているため、当該期間中に廃止又は新設された事業所における状況は含まない。
- (3) この報告書に掲載している統計表の令和 2 年 1 月 1 日現在の常用労働者数は、令和元年 12 月末日現在の状況について調査した常用労働者数である。
- (4) この調査の調査対象は、昭和 39 年は事業所規模 10 人以上であったが、40 年から事業所規模 5 人以上に拡大された。また昭和 44 年までの調査対象産業のサービス業は、日本標準産業分類「大分類 L サービス業」のうち「L 82、83 自動車整備等、その他の修理業、L 88 医療業」のみであったが、45 年から「L 76 家事サービス業、L 91 教育、L 96 在日外国公務」を除くサービス業に拡大された。なお、48 年より調査対象地域に沖縄県が含まれた。更に、平成 2 年以前は建設業の調査票様式が他の産業の調査票様式と異なっており、一般産業の集計に建設業が含まれていなかった。したがって、それぞれ変更以前と以降との数値は単純には比較できない。
- (5) この報告書の統計表の入職者・離職者には、同一企業内で異動（転勤）した者は含まない。
- (6) 統計表の数値は、百人未満を四捨五入した結果である。また、前職等の調査には「不詳」があり、合計にはこれらも含まれているので、表示されている数値の合計とは必ずしも一致しない。該当数字はあるが、表章単位に満たないものは「0.0」、当該数値のないものは「－」、表章することが不適当なものは「…」として表示している。なお、前年差（又は前年同期差）及び増減数は、表章単位の数値から算出している。
- (7) 入職者の前職等の状況（前職産業、職業、地域、従業上の地位及び前職雇用者について離職期間、前従業先の規模、転職理由、賃金変動状況）については、各期の調査実施時に在籍していた者についてのみ調査した数値である。
- (8) 昭和 46 年より、規模別表章は従来の規模区分から「官公営」を分離したが、統計表には表章しなかった。したがって規模計には「官公営」が含まれているため、内訳の数値の合計とは必ずしも一致しない。
- (9) 未充足求人に関する事項は「雇用動向調査附帯調査票」として別様式で実施してきたが、平成 11 年より事業所票の中に盛り込んだ。そのためこれまで「雇用動向調査附帯調査」としていた部分は、「未充足求人に関する事項」として掲載している。
- (10) 産業分類については、平成 30 年調査から平成 25 年 10 月改定の日本標準産業分類に基づいている。

平成 21 年調査から平成 29 年調査までは、平成 19 年 11 月改定の日本標準産業分類に基づい

ている。このため、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業及びサービス業（他に分類されないもの）については改定前の産業分類とは分類の範囲が大きく異なる。

平成 16 年調査から平成 20 年調査までは、平成 14 年 3 月改定の日本標準産業分類に基づいている。平成 16 年調査から調査の範囲に学校教育、社会教育等を加えており、平成 15 年調査以前の調査産業計の調査結果は、平成 16 年の調査以降と直接比較することはできないため、注意を要する。

平成 15 年調査以前の調査は、平成 5 年 10 月改定の日本標準産業分類に基づいている。

- (11) 職業分類については、平成 23 年調査から平成 21 年 12 月改定の日本標準職業分類に基づき表章している。このため、改定前の職業分類とは分類範囲が大きく異なり、平成 22 年以前の調査結果と直接比較することはできない。
- (12) 東日本大震災の影響により、原子力災害対策特別措置法に基づき避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を設定された市町村については調査の対象から除外し、除外した市町村分の標本については福島県内の他地域から補完した。（平成 23 年調査から平成 29 年調査まで）
- (13) 本調査は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画では、調査の範囲を大分類「宿泊業、飲食サービス業」を含む 16 大産業としているが、平成 30 年調査以前は、このうち小分類「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査の範囲から除外していた。
- (14) 元号について、平成 31 年 1 月から令和元年 6 月までの半年間を表すときは、「令和元年上半期」、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの 1 年間を表すときは、「令和元年」と表記している。
- (15) 報告書掲載の集計表について、疑問点等については厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室へ照会されたい。

Ⅲ 主 要 な 用 語 の 説 明

調査結果の概況及び統計表に用いられた主要な調査事項の定義は次のとおりである。

1 事業所票に関する事項

(1) 産 業

事業所の属する産業は、事業所の事業の内容及び主要な生産品又は取扱品の名称により、日本標準産業分類に従って決めた。

(2) 事 業 所

物の生産やサービスの提供などの事業活動が行われている一定の場所で、なんらかの建物又は設備などで一区画を占めているものをいう。同一経営者のもとに事業活動をしていても、占める区画が異なればそれぞれを1事業所とした。また、同一経営体にあり、かつ同一区画で2つ以上の異なった事業活動を営んでいる場合には、経営諸帳簿、賃金台帳などの備え付けのある単位をそれぞれ1事業所とした。ただし、鉱業の山元坑口や建設業の工事現場などは、そのみでは調査票作成の対象事業所とせず、これら各坑、現場を総括する上位の監督的事務所を調査事業所の単位とした。

(3) 規 模

ア 企業規模

調査の対象期間の期首（上半期調査においては令和2年1月1日現在、下半期調査においては7月1日現在）に、調査対象事業所と同一企業（会社）に属するすべての事業所に雇用されている常用労働者数により、次の区分によって表示した。

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| (1) 1,000人以上 | (2) 300～999人 | (3) 100～299人 |
| (4) 30～99人 | (5) 5～29人 | |

イ 前職の企業規模

入職者が、当該事業所に入職する前に、雇用労働者として就業していた事業所の属する企業（会社）全体の従業員数（常用労働者数によるものではない）に基づいて、次の区分により表示した。

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| (1) 1,000人以上 | (2) 300～999人 | (3) 100～299人 |
| (4) 30～99人 | (5) 5～29人 | (6) 4人以下 |

(4) 常用労働者

ア 常用労働者

次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

- (ア) 期間を定めずに雇われている者
- (イ) 1か月以上の期間を定めて雇われている者

(注)平成30年上半期調査から常用労働者の定義を変更し、「1か月を超える期間を定めて雇われている者」から「1か月以上の期間を定めて雇われている者」に変更した。

また、「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で、前2か月それぞれ18日以上雇われた者」は削除した。

なお、(i)重役、理事などの役員でも部長、工場長などのように常時勤務して、役員と

しての報酬以外に一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族で常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は常用労働者に含める。

(注)「労働者派遣法」にいう労働者派遣事業を営む人材派遣会社からの派遣労働者は、派遣元の労働者として扱い、派遣先では常用労働者に含めない。

イ 雇用期間の定めなし

常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている者で、定年までの雇用を含む。

なお、試用又は見習い期間中の者でも、それらの期間が終了後、常用名義の労働者になる者も含む。

ウ 雇用期間の定めあり

常用労働者のうち、1か月以上の期間を定めて雇われている者のことである。

エ パートタイム労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者よりも短い者又はその事業所の一般労働者と1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者をいう。

オ 一般労働者

常用労働者のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者を集計区分上、「一般労働者」としている。

カ 出向者

常用労働者のうち、企業間の契約又は企業の命令に基づき、他の企業の指揮命令を受けて勤務するために企業間を移動した者（在籍、移籍を問わない）をいう。

(5) 入 職 者

常用労働者のうち、調査対象期間中に事業所が新たに採用した者をいい、他企業からの出向者・出向復帰者を含み、同一企業内の他事業所からの転入者を除く。

なお、調査対象期間中に常用労働者の定義（前記(4) 参照）に該当するようになった者及び定年で退職し、引き続き嘱託・臨時等として雇用された者を含む。

(6) 同一企業（会社）内からの転入者及び給与支給の復活者等

調査対象期間中に増加した常用労働者のうち、入職者（前記(5) 参照）を除いた者のことで、これには次の事例が該当する。

ア 同一企業（会社）内の他の事業所から転入してきた者。

イ 休職、その他の理由により給与の支給が停止されていた者で、調査対象期間中に復職、その他の理由により給与が支給されるようになった者。

(7) 離 職 者

常用労働者のうち、調査対象期間中に事業所を退職したり、解雇された者のことをいい、他企業への出向者・出向復帰者を含み、同一企業内の他事業所への転出者を除く。

なお、定年で退職し引き続き嘱託・臨時等として雇用された者も、定年退職時一時離職した者として離職者に含む。

ア 退職者

離職者のうち、調査期間中に離職した出向者・出向復帰者を除いた者。

(8) 同一企業（会社）内への転出者及び給与支給の停止者等

調査対象期間中に減少した常用労働者のうち、離職者（前記(7) 参照）を除いた者のこと

で、これには次の事例が該当する。

ア 同一企業（会社）内の他の事業所へ転出した者。

イ 休職その他の理由により給与の支給が停止されるに至った者。

(9) 「雇用期間の定めあり」から「雇用期間の定めなし」に切り替えられた者

調査対象期間期首の常用労働者及び調査対象期間中の増加労働者のうち、「雇用期間の定めあり」であった者で調査対象期間中に昇格・登用などにより「雇用期間の定めなし」に切り替えられた者をいう。

(10) 未充足求人

常用労働者のうち、令和2年6月末日現在、事業所における欠員であり、仕事があるにもかかわらず、その仕事に従事する人がいない状態を補充するためにおこなっている求人をいう。

なお、従事する仕事が7月1日以降に生ずる予定のものは除いているが、教育訓練などの必要性から仕事に従事する時期が7月1日以降になる場合は含めている。

2 入職者票、離職者票に関する事項

(11) 年 齢 階 級

入職時、離職時における満年齢により次のとおり区分した。

- | | | |
|-------------|------------|------------|
| (1) 19歳以下 | (2) 20～24歳 | (3) 25～29歳 |
| (4) 30～34歳 | (5) 35～39歳 | (6) 40～44歳 |
| (7) 45～49歳 | (8) 50～54歳 | (9) 55～59歳 |
| (10) 60～64歳 | (11) 65歳以上 | |

(12) 学 歴

入職者・離職者の最終の卒業学校をいう。ここでいう学校とは学校教育法第1条に規定する学校及びこれらに準ずる学校を卒業した場合の学歴をいい、学校教育法第1条に規定する学校と入学資格や在学年数が同等で、これらの卒業に相当する資格が得られるものはそれぞれ該当する学校に含める。

平成8年より調査票を変更し、専修学校（専門課程）と高専・短大を分離した。

(13) 新規学校卒業者

令和2年1月以降に最終の学校を卒業した者。

(14) 入職前のインターネットの利用

ア 民間等の求人広告会社のサイト

地方自治体で運営しているサイトも含む。

イ ハローワークインターネットサービス

公共職業安定所の求人情報を一覧、検索できる国のサイトである「ハローワークインターネットサービス」を利用した場合。

ウ その他のサイト

学校の求人情報データベース、船員求人情報ネット、検索サービス等のサイトを利用した場合。

エ 面接日の調整や企業に対する質問等に利用

企業セミナー等のイベント情報を収集、企業に資料請求、エントリーシートの利用、企業との連絡、訪問予定企業までの経路調べ、入職希望職種に関連する職業能力開発情報の

収集、求職者として登録等に利用した場合。

(15) 入 職 経 路

入職者が調査事業所に入職する際にどのような経路によったかを次により分類した。

ア 安定所（ハローワーク）

公共職業安定所（人材銀行を含む。）で求人情報を見て応募したり、紹介を受けて入職した場合（ハローワークインターネットサービスで見た求人について安定所の紹介を受けて入職した場合を含む。）。

イ ハローワークインターネットサービス

ハローワークインターネットサービスを見て直接応募し、入職した場合。

ウ 民営職業紹介所

有料・無料を問わず、民営職業紹介事業を営む事業所の職業紹介（学校から紹介された場合を除く。）を受けて入職した場合。

エ 学 校

学校から紹介された場合（学校教育法第1条に規定する学校のほか、専修学校、各種学校も含む。）。

オ 前の会社

現在の事業所に入職以前に就業していた会社のあっせん、援助等による場合（定年後の再雇用等を含む。）。

カ 出向

企業間の契約又は企業の命令に基づき、他の企業の指揮命令を受けて勤務するために企業間を移動した場合。

キ 出向からの復帰

出向先の企業から出向元の企業へ移動した場合。

ク 縁 故

知人、友人、親戚、郷里の人などの個人的関係によるあっせん、援助等による場合。

ケ 広 告

新聞、雑誌（求人情報誌を含む。）、チラシ、はり紙、折込広告、テレビ、ラジオなどの募集広告及びインターネット（ハローワークインターネットサービスを除く。）・パソコン通信上の求人情報をみて応募した場合。

コ その他

上記アからケまでの経路以外によって入職した場合（商工会議所、地方公共団体の広報又は地方公共団体の職業紹介なども含む。）。

なお、統計表においては「縁故」に「前の会社」を含めて表章している。

(16) 就 業 形 態

この調査では、パートタイム労働者であるか、それ以外の一般労働者であるかによって区分している。

(17) 職 歴

入職者において、入職前1年間における就業経験の有無によって、未就業者（未就業入職者）と既就業者（転職入職者）に分けている。ただし、「内職」や1か月未満の就業は就業経験に含まない。

ア 未就業者（未就業入職者）

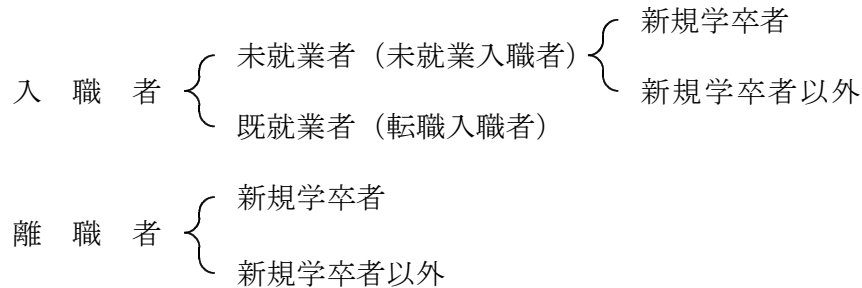
当該事業所に入職する前1年以内に就業経験がなかった者をいい、新規学卒者と新規学卒者以外に分けられる。

イ 既就業者（転職入職者）

当該事業所に入職する前1年以内に就業経験のあった者をいう。

ウ 職歴の区分

この調査では、入職者・離職者について次のとおり区分する。



(18) 前職の従業上の地位

ア 雇用者

会社、官公庁、団体、組合、その他の法人あるいは自営業主や個人の家庭に雇われて給料・賃金などを支払われていた者及び団体の役員をいう。

イ 自営業主、家族従業者

個人で事業を営んでいた者及びその家族で、給料・賃金をもらわずに業主の営む事業に従事していた者をいう。

(19) 賃 金 変 動

前の事業所をやめる直前と比べ調査事業所に入職した時の賃金が、何割くらい増加したか、あるいは減少したかによって、次の区分により表示した。平成10年より「1割未満の増減」の区分を「1割未満増加」、「変わらない」、「1割未満減少」の3つに分けた。

なお、ここでいう賃金には賞与など臨時的に支払われたものは含まない。

ア 3割以上増加

イ 1割以上3割未満増加

ウ 1割未満増加

エ 変わらない

オ 1割未満減少

カ 1割以上3割未満減少

キ 3割以上減少

(20) 離職者の勤続期間

その企業に勤めていた全期間を含み、また、会社の名義変更、分離、合併などがあつた場合でも継続して勤務した場合は通算する。定年で一旦退職し、当該事業所に引き続き雇用されていた者が離職した場合は、定年までの期間は含めない。

なお、勤続期間の区分は次のとおりである。

ア 6か月未満

イ 6か月～1年未満

ウ 1年～2年未満

エ 2年～5年未満

オ 5年～10年未満

カ 10年以上

(21) 離職理由

ア 契約期間の満了

期間の定めのある雇用契約で雇用されていた者が、その期間の終了によって離職した場合。

イ 経営上の都合

事業の縮小、合理化等事業経営上の理由で解雇された場合。また、企業からの要請により希望退職に応じた場合も含める。

ウ 出向

企業間の契約又は企業の命令に基づき、他の企業の指揮命令を受けて勤務するために企業間を移動した場合。

エ 出向元への復帰

他企業へ出向していた者が出向先から出向元企業へ復帰した場合。

オ 定 年

就業規則等に基づいて、一定の年齢に到達したことを理由として退職した場合。

カ 本人の責による

重大な服務規則違反など本人の行為により解雇された場合。

キ 結婚

結婚の理由で離職した場合。

ク 出産・育児

出産・育児のために離職した場合。

ケ 介護・看護

家族の介護・看護のために離職した場合。

コ 死亡・傷病

死亡、傷病等による場合。

サ その他の個人的理由

上記を除いた個人的な都合や家庭の事情等で離職した場合。

なお、統計表においては、「経営上の都合」、「出向」、「出向元への復帰」を併せて「事業所側の理由」とし、又「結婚」、「出産・育児」、「介護・看護」、「その他の個人的理由」を併せて「個人的な理由」として表章している。

(22) 地 域

47都道府県を次の13ブロックに区分した。

地域名	都 道 府 県 名
北海道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北関東	茨城、栃木、群馬、山梨、長野
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
北 陸	新潟、富山、石川、福井
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、奈良、和歌山
京阪神	京都、大阪、兵庫
山 陰	鳥取、島根
山 陽	岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
北九州	福岡、佐賀、長崎、大分
南九州	熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

注 入職・離職前の地域が上記以外の場合は「外国」であり、本報告書掲載の統計表においては、表章していないが、計には含む。

(23) 産業分類

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づいて次のとおり分類している。

日本標準産業分類番号及び名称		現 職 産 業			前 職 産 業		
		中分類	大分類	大分類団	大分類	大分類団	
(調 査 産 業 計)							
A・B	農 業 ， 林 業 ・ 漁 業				○	第 1 次	
C	鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業	○	○		○		
D	建 設 業	○	○		○		
E	製 造 業	○	○		○		
09, 10	食 料 品 ， 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	○	} (消)		} (消)		
11	織 維 工 業	○					
12	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	○	(素)		(素)		
13	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	○	(消)		(消)		
14	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	○	(素)		(素)		
15	印 刷 ・ 同 関 連 業	○	(消)		(消)		
16, 17	化学工業，石油製品・石炭製品製造業	○	} (素)		} 第 2 次	} (素)	第 2 次
18	プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	○					
19	ゴ ム 製 品 製 造 業	○					
21	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	○					
22	鉄 鋼 業	○					
23	非 鉄 金 属 製 造 業	○	} (機)	} (機)			
24	金 属 製 品 製 造 業	○					
25	は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	○					
26	生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	○					
27	業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	○					
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	○	} (機)	} (機)			
29	電 気 機 械 器 具 製 造 業	○					
30	情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	○					
31	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	○					
32, 20	その他の製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業	○	(消)	(消)			
F	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	○	○		○	第 3 次	
G	情 報 通 信 業	○	○		○		
H	運 輸 業 ， 郵 便 業	○	○		○		
I	卸 売 業 ， 小 売 業	○	○		○		
50～55	卸 売 業	○					
56～61	小 売 業	○					
J	金 融 業 ， 保 険 業	○	○	} 第 3 次	○		
K	不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	○	○		○		
L	学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	○	○		○		
M	宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	○	○		○		
N	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	○	○		○		
80	娯 楽 業	○					
O	教 育 ， 学 習 支 援 業	○	○		○		
P	医 療 ， 福 祉	○	○		○		
83	医 療 業	○					
85	社会保険・社会福祉・介護事業	○					
Q	複 合 サ ー ビ ス 事 業	○	○		○	第 3 次	
R	サ ー ビ ス 業	○	○		○		
(他に分類されないもの)							
89, 90	自動車整備業，機械等修理業	○					
92	その他の事業サービス業	○					
S	公 務				○		
T	分 類 不 能 ・ 不 詳				1)		1)
備 考		(消)は消費関連産業、(素)は素材関連産業、(機)は機械関連産業としてそれぞれ統合した。					

注 1) 不詳は表章しないが前職産業計には含む。

(24) 職業分類

日本標準職業分類（平成21年12月改定）に基づいて次のとおり分類している。

ア 管理的職業従事者

課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事する者をいう。例えば、部長、課長、工場長、支店長、駅長など。

イ 専門的・技術的職業従事者

高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事する者をいう。例えば、化学研究員、情報工学研究員、農産物検査員、食品開発技術者、金属技術者、電気工事技術者、測量士、測量士補、システムコンサルタント、システム設計技術者、医師、薬剤師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、歯科衛生士、栄養士、ケースワーカー、保育士、ケアマネージャー、弁護士、司法書士、公認会計士、会計士補、税理士、写真家、デザイナー、プロデューサー、アシスタント・ディレクター、教員、記者、編集者など。

ウ 事務従事者

一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にある者の監督を受けて、庶務・人事・会計・調査等の仕事、運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいう。例えば、一般事務員、窓口事務員、受付・案内事務員、経理事務員、生産管理事務員、営業事務員、駅務員、集金人、検針員、郵便事務員、キーパンチャー、パーソナルコンピュータ操作員など。

エ 販売従事者

商品の仕入れ・販売、不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事する者をいう。例えば、小売店員、レジスター係、商品訪問・移動販売従事者、再生资源回収・卸売従事者、不動産仲介人、有価証券売買・仲立人、保険外交員、広告取りなど。

オ サービス職業従事者

介護・身の回りの用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいう。例えば、介護職員、ホームヘルパー、看護助手、歯科助手、理容師、美容師、クリーニング職、調理師、給仕人、ウェイトレス・ウェイター、キャディ、インフォメーション係、ビル管理人、旅行添乗員、物品一時預かり人など。

カ 保安職業従事者

人の身边において、身体に対する危害の発生の警戒・防止、又は工場・病院・学校・事務所・住宅・その他の施設などにおいて、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など、人の生命、財産の保護又は構内秩序の維持等に関する警備の仕事に従事する者をいう。例えば、ガードマン、守衛、門衛、警備員、鉄道警備員、倉庫見回員、建設現場誘導員、プール・海水浴場監視員など。

キ 生産工程従事者

生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手道具等を用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の生産工程の仕事に従事する者をいう。例えば、製鉄設備操作・監視作業、製鋼設備オペレ

ーター、鋳物工、旋盤工、板金従事者、溶接工、食料品製造従事者、紡績工、機械組立工、自動車整備工、印刷・製本従事者、製品検査従事者など。

ク 輸送・機械運転従事者

機関車・電車・自動車・船舶・航空機の運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する者をいう。例えば、電車運転士、バス運転者、トラック運転者、タクシー運転者、清掃車運転者、船舶航海士、航空機関士、車掌、甲板長、水力発電員、変電員、クレーン運転士、掘削機械運転工、ボーリング工など。

ケ 建設・採掘従事者

建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する者をいう。（ただし、建設機械を操作する人は「輸送・機械運転従事者」となる。）例えば、型枠大工、鉄筋工、大工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、コンクリートはつり工、造園土木工、送電線電工、通信線配線工、土木作業員、線路工事作業員、掘削工、採鉱員、石切工、選鉱員など。

コ 運搬・清掃・包装等従事者

主に身体を使って行う定形的な作業のうち、運搬・配送・梱包・清掃・包装等に従事する者をいう。例えば、郵便配達員、船内荷役作業員、貨物自動車荷扱員、再生資源回収人（回収のみ）、新聞配達員、宅配配達員、荷造工、袋詰工、箱詰工、ビル・建物清掃員、ガラス拭き作業員、公園草取作業員、用務員（学校）など。

サ その他の職業従事者

農林漁業作業員又は分類不能の職業の者をいう。例えば、植木職、造園師など。

(25) 各種比率（以下のア～エについて、年齢階級別は、6月末日現在の常用労働者数が分母となる。）

ア 延べ労働移動率

常用労働者数に対する延べ労働移動者数（入職者数＋離職者数）の割合をいい、次式により算出している。

$$\text{延べ労働移動率} = \frac{\text{延べ労働移動者数}}{\text{1月1日現在の常用労働者数}} \times 100 (\%)$$

イ 入（離）職率

常用労働者数に対する入（離）職者数の割合をいい、次式により算出している。

$$\text{入（離）職率} = \frac{\text{入（離）職者数}}{\text{1月1日現在の常用労働者数}} \times 100 (\%)$$

ウ 転職入職率

常用労働者数に対する転職入職者数の割合をいい、次式により算出している。

$$\text{転職入職率} = \frac{\text{転職入職者数}}{\text{1月1日現在の常用労働者数}} \times 100 (\%)$$

エ 未就業入職率

常用労働者数に対する未就業入職者数の割合をいい、次式により算出している。

$$\text{未就業入職率} = \frac{\text{未就業入職者数}}{\text{1月1日現在の常用労働者数}} \times 100 (\%)$$

オ 入職超過率

入職率から離職率を引いたものをいう。プラスであれば入職率が離職率を上回っており（入職超過）、マイナスであれば離職率が入職率を上回っている（離職超過）ことを示す。

カ 流入（出）率、流出入比率

地域における流入（出）者の割合をいい、次式により算出している。

$$\text{流入率} = \frac{\text{他地域から当該地域への入職者数}}{\text{当該地域の入職者数}} \times 100 (\%)$$

$$\text{流出率} = \frac{\text{当該地域から他地域への入職者数}}{\text{当該地域から当該地域への入職者数} + \text{当該地域から他地域への入職者数}} \times 100 (\%)$$

$$\text{流出入比率} = \frac{\text{当該地域から他地域への入職者数}}{\text{他地域から当該地域への入職者数}} \quad (\text{倍})$$

キ 欠員率

在籍者に対する未充足求人の割合をいい、次式により算出している。

$$\text{欠員率} = \frac{\text{6月末日現在の未充足求人数}}{\text{6月末日現在の常用労働者数}} \times 100 (\%)$$

IV 標本設計及び結果の推計並びに標準誤差

1 概要

本調査の対象となった母集団は 16 大産業の常用労働者 5 人以上の事業所、同事業所に雇用されている常用労働者並びに令和 2 年中における同事業所への入職者及び同事業所からの離職者である。

調査対象の選定は、まず全事業所を産業、事業所規模により層化し、層毎に定められた抽出率で調査対象事業所を抽出し、さらにその抽出された事業所における入職者及び離職者から所定の抽出率で調査入職者及び離職者を抽出する方法によった。

2 調査事業所の抽出枠

事業所規模 30 人以上の事業所については、事業所母集団データベース（平成 30 年次フレーム（速報））によって把握した民営事業所及び国公営事業所、事業所規模 5～29 人の事業所については、毎月勤労統計調査調査区内の民営事業所及び国公営事業所を調査事業所抽出のための枠とした。

3 抽出率の決定

(1) 調査事業所の抽出

ア 事業所規模 500 人以上

全数抽出

イ 事業所規模 100～499 人、30～99 人、5～29 人

入職率及び離職率の標準誤差が産業大分類別（製造業、卸売業、小売業においては中分類を統合した分類別）に規模 100～499 人は 0.8%、規模 30～99 人は 0.9%、規模 5～29 人は 1.0%となるように抽出率を設定。

(2) 入職者及び離職者の抽出

事業所規模計において、入職者のうち 20～24 歳の構成比及び離職者のうち 60～64 歳の構成比の標準誤差が産業大分類別（製造業、卸売業、小売業においては中分類を統合した分類別）に 4.0%となるように抽出率を設定。ただし、事業所規模 30～99 人、5～29 人の 2 区分については、原則全数抽出。

4 結果の推計

各種推計値は産業、規模別に算出しており、調査産業計や事業所規模計など積み上げ区分については、産業、規模別の当該推計値を積み上げている。

(1) 事業所票

全国の常用労働者数（上半期は 1 月 1 日、下半期は 7 月 1 日）の推計値 x 、調査対象期間（上半期は 1～6 月、下半期は 7～12 月）中における入職者数（離職者数）等の推計値 y は以下のように算出した。

$$x = r \sum_{i=1}^m d_i x_i$$

$$y = r \sum_{i=1}^m d_i y_i$$

m : 回答事業所数

d_i : 第 i 番目の事業所における抽出率逆数

x_i : 第 i 番目の事業所における常用労働者数（上半期は前年 12 月末日、下半期は 6 月末日）

x'_i : 第 i 番目の事業所における常用労働者数（上半期は 6 月末日、下半期は 12 月末日）

y_i : 第 i 番目の事業所における入職者数等

w : 毎月勤労統計調査による本月末常用労働者数（上半期は 6 月、下半期は 12 月）

$$r = \frac{w}{\sum_{i=1}^m d_i x'_i}$$

また、常用労働者に対する入職者数等の割合の推計値 $\hat{R}_0$ は以下の式による。

$$\hat{R}_0 = \frac{y}{x}$$

なお、調査産業計、事業所規模計など積み上げ区分の場合、当該推計値は分母・分子毎に各層の推計値を積み上げた上で比を取ったものによる。

(2) 入職者票及び離職者票

調査対象期間（上半期は 1～6 月、下半期は 7～12 月）中における入職者数（離職者数）の推計値 Y 、そのうちある属性を持つ入職者数（離職者数）の推計値 Z は以下のように算出した。なお、産業、規模別に加えて、性、就業形態別に算出している。

$$Y = r' \sum_{i=1}^m d_i \sum_{j=1}^{n_i} Y_{ij}$$

$$Z = r' \sum_{i=1}^m d_i \sum_{j=1}^{n_i} Z_{ij}$$

n_i : 第 i 番目の事業所における回答入職者数

Y_{ij} : 第 i 番目の事業所における第 j 番目の回答入職者を表す値（＝ 1）

Z_{ij} : 第 i 番目の事業所における第 j 番目の入職者がある属性を持っているかどうかを表す値（ある属性（例：20～24 歳）であれば 1、なければ 0）

y : 入職者数の推計値（事業所票より推計）

$$r' = \frac{y}{\sum_{i=1}^m d_i \sum_{j=1}^{n_i} Y_{ij}}$$

また、入職者（離職者）のうち当該属性を持つ者の割合の推計値 $\hat{R}_1$ は以下の式による。

$$\hat{R}_1 = \frac{Z}{Y}$$

なお、調査産業計、事業所規模計など積み上げ区分の場合、当該推計値は分母・分子毎に各層の推計値を積み上げた上で比を取ったものによる。

5 標準誤差

この調査は標本調査であるため、推計値の持つ誤差の一つとして標本抽出に起因する標本誤差がある。標本誤差の大きさは、「推計値の分散の平方根（標準誤差）」又は「推計値の大きさに対する標準誤差の割合（標準誤差率）」で与えられる。

(1) 事業所票

入職率（離職率）の推計値 $\hat{R}_0$ の標準誤差は以下の式による。

$$\hat{C} = \sqrt{\hat{V}(\hat{R}_0)} = \sqrt{\hat{R}_0'^2 \cdot \frac{M-m}{M} \cdot \frac{\phi^2}{m}}$$

ここで、

M ：母集団事業所数

$$\hat{R}_0' = \frac{\bar{y}}{\bar{x}}$$

$$\phi^2 = C_x^2 + C_y^2 - 2 \cdot \rho_{xy} \cdot C_x \cdot C_y$$

$$C_x^2 = \left\{ \frac{1}{m-1} \sum_{i=1}^m (x_i - \bar{x})^2 \right\} / \bar{x}^2$$

$$C_y^2 = \left\{ \frac{1}{m-1} \sum_{i=1}^m (y_i - \bar{y})^2 \right\} / \bar{y}^2$$

$$\rho_{xy} = \frac{\sum_{i=1}^m (x_i - \bar{x})(y_i - \bar{y})}{\sqrt{\sum_{i=1}^m (x_i - \bar{x})^2} \sqrt{\sum_{i=1}^m (y_i - \bar{y})^2}}$$

$$\bar{x} = \frac{1}{m} \sum_{i=1}^m x_i \quad \bar{y} = \frac{1}{m} \sum_{i=1}^m y_i$$

なお、調査産業計、事業所規模計など積み上げ区分の場合、標準誤差は以下の式による。（添字 h は層を表す。以下同じ。）

$$\left[\hat{R}'_0{}^2 \cdot \sum_{h=1}^L \left[\left\{ r_h^2 \cdot \left(\frac{M_h}{M} \right)^2 \cdot \frac{M_h - m_h}{M_h} \cdot \frac{1}{m_h(m_h - 1)} \right\} \right. \right. \\ \left. \left. \times \left\{ \frac{\sum_{i=1}^{m_h} (x_{hi} - \bar{x}_h)^2}{\bar{x}^2} + \frac{\sum_{i=1}^{m_h} (y_{hi} - \bar{y}_h)^2}{\bar{y}^2} - 2 \frac{\sum_{i=1}^{m_h} (x_{hi} - \bar{x}_h)(y_{hi} - \bar{y}_h)}{\bar{x} \cdot \bar{y}} \right\} \right] \right]^{\frac{1}{2}}$$

ここで、

$$\bar{x} = \frac{1}{M} \sum_{h=1}^L r_h \cdot M_h \cdot \bar{x}_h \quad \bar{y} = \frac{1}{M} \sum_{h=1}^L r_h \cdot M_h \cdot \bar{y}_h \quad M = \sum_{h=1}^L M_h$$

r_h ：産業、規模別に4で算出したもの

(2) 入職者票及び離職者票

入職者（離職者）のうち、ある属性を持つ者の割合の推計値 $\hat{R}_1$ の標準誤差は以下の式による。

$$\hat{c} = \sqrt{\hat{v}(\hat{R}_1)} = \left[\hat{R}'_1{}^2 \cdot \left\{ \frac{M(M-m)}{m} \left(\frac{s_{ey}^2}{T_y'^2} + \frac{s_{ez}^2}{T_z'^2} - 2 \frac{\text{cov}_e(y, z)}{T_y' T_z'} \right) \right. \right. \\ \left. \left. + \frac{M}{m} \sum_{i=1}^m \frac{N_i(N_i - n_i)}{n_i} \left(\frac{s_{iy}^2}{T_y'^2} + \frac{s_{iz}^2}{T_z'^2} - 2 \frac{\text{cov}_i(y, z)}{T_y' T_z'} \right) \right\} \right]^{\frac{1}{2}}$$

ここで、

N_i ：第 i 番目の事業所における入職者数（ただし、回答入職者がいない場合は0とする。）

$$\hat{R}'_1 = \frac{T'_z}{T'_y}$$

$$\bar{T}'_y = \frac{1}{m} \sum_{i=1}^m T'_{iy} \quad T'_y = \frac{M}{m} \sum_{i=1}^m T'_{iy} \quad T'_{iy} = \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} Y_{ij} \left(= \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} 1 = N_i \right)$$

$$\bar{T}'_z = \frac{1}{m} \sum_{i=1}^m T'_{iz} \quad T'_z = \frac{M}{m} \sum_{i=1}^m T'_{iz} \quad T'_{iz} = \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} Z_{ij}$$

$$s_{ey}^2 = \frac{1}{m-1} \sum_{i=1}^m (T'_{iy} - \bar{T}'_y)^2 \quad s_{iy}^2 = \frac{1}{n_i-1} \sum_{j=1}^{n_i} (Y_{ij} - \bar{Y}_i)^2 \left(= \frac{1}{n_i-1} \sum_{j=1}^{n_i} (1-1)^2 = 0 \right)$$

$$s_{ez}^2 = \frac{1}{m-1} \sum_{i=1}^m (T'_{iz} - \bar{T}'_z)^2 \quad s_{iz}^2 = \frac{1}{n_i-1} \sum_{j=1}^{n_i} (Z_{ij} - \bar{Z}_i)^2$$

$$\text{cov}_e(y, z) = \frac{1}{m-1} \sum_{i=1}^m (T'_{iy} - \bar{T}'_y)(T'_{iz} - \bar{T}'_z)$$

$$\text{cov}_i(y, z) = \frac{1}{n_i-1} \sum_{j=1}^{n_i} (Y_{ij} - \bar{Y}_i)(Z_{ij} - \bar{Z}_i) \left(= \frac{1}{n_i-1} \sum_{j=1}^{n_i} (1-1)(Z_{ij} - \bar{Z}_i) = 0 \right)$$

なお、調査産業計、事業所規模計など積み上げ区分の場合、標準誤差は以下の式による。

$$\left[\hat{R}_1'^2 \cdot \sum_{h=1}^L r_h^2 \cdot \left\{ \frac{M_h(M_h - m_h)}{m_h} \left(\frac{s_{hey}^2}{T_y'^2} + \frac{s_{hez}^2}{T_z'^2} - 2 \frac{\text{cov}_{he}(y, z)}{T_y' T_z'} \right) + \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}(N_{hi} - n_{hi})}{n_{hi}} \left(\frac{s_{hiy}^2}{T_y'^2} + \frac{s_{hiz}^2}{T_z'^2} - 2 \frac{\text{cov}_{hi}(y, z)}{T_y' T_z'} \right) \right\} \right]^{\frac{1}{2}}$$

ここで、

$$T_y' = \sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} T'_{hiy} \quad T'_{hiy} = \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij} \quad T_z' = \sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} T'_{hiz} \quad T'_{hiz} = \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Z_{hij}$$

事業所票及び入職者票の標準誤差は、次の表のとおりである。推計値を中心としてその前後に標準誤差の2倍ずつの幅をとれば、その区間に全数調査から得られるはずの値（真値）が約95%以上の確率で存在すると考えてよい。

産業別事業所票及び入職者票の標準誤差（令和2年年計）

（単位：％）

産 業	事業所票（入職率）		入職者票（入職者のうち20～24歳の構成比）	
	推計値	標準誤差	推計値	標準誤差
TL 調査産業計	13.9	0.4	20.1	1.2
C 鉱業、採石業、砂利採取業	7.9	2.7	10.0	2.6
D 建設業	10.0	0.7	18.6	4.2
E 製造業	7.8	0.6	16.8	2.5
09, 10 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	12.2	1.1	14.4	4.3
11 繊維工業	9.8	4.2	19.5	5.2
12 木材・木製品製造業	1.2	1.1	—	—
13 家具・装備品製造業	4.2	0.2	27.9	10.2
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	8.4	1.1	25.2	15.2
15 印刷・同関連業	3.2	0.7	46.7	9.1
16, 17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業	8.0	2.6	12.9	1.6
18 プラスチック製品製造業	9.5	1.9	15.7	2.2
19 ゴム製品製造業	6.9	5.8	30.0	5.9
21 窯業・土石製品製造業	8.9	3.8	9.8	3.7
22 鉄鋼業	5.0	2.5	14.6	15.2
23 非鉄金属製造業	4.2	1.3	18.3	7.8
24 金属製品製造業	6.2	1.7	5.4	3.3
25 はん用機械器具製造業	5.2	1.7	23.3	1.9
26 生産用機械器具製造業	6.6	0.7	14.8	4.0
27 業務用機械器具製造業	7.1	3.1	10.3	3.9
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	6.4	6.2	21.5	21.7
29 電気機械器具製造業	7.4	1.0	18.2	5.9
30 情報通信機械器具製造業	4.9	0.7	24.0	3.1
31 輸送用機械器具製造業	8.0	1.1	22.4	3.0
32, 20 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	7.1	2.2	8.3	5.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業	7.9	0.6	22.3	2.7
G 情報通信業	14.6	1.1	37.0	5.2
H 運輸業、郵便業	14.5	3.0	15.1	3.2
I 卸売業、小売業	12.0	0.7	24.2	2.6
50～55 卸売業	7.5	1.0	28.4	5.1
56～61 小売業	14.5	0.9	23.0	2.8
J 金融業、保険業	8.1	0.5	29.2	2.9
K 不動産業、物品賃貸業	15.5	0.9	22.0	3.7
L 学術研究、専門・技術サービス業	11.4	0.5	22.6	1.8
M 宿泊業、飲食サービス業	26.3	1.8	17.4	2.4
N 生活関連サービス業、娯楽業	15.8	2.9	23.8	3.8
80 娯楽業	20.8	5.9	25.1	4.5
O 教育、学習支援業	16.2	0.9	18.9	1.9
P 医療、福祉	14.7	0.7	22.1	1.5
83 医療業	13.9	0.7	26.7	1.6
85 社会保険・社会福祉・介護事業	16.0	1.1	17.0	2.5
Q 複合サービス事業	6.8	0.4	20.5	2.0
R サービス業（他に分類されないもの）	17.5	0.8	14.0	1.0
89, 90 自動車整備業、機械等修理業	8.2	0.9	22.0	7.0
92 その他の事業サービス業	17.7	0.9	14.2	1.7